

事業名:国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業

令和7年7月29日に公表した要求水準書(案)に対する
質問回答書

令和7年8月27日
国土交通省 四国地方整備局

国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	1	第1	5	-	事業対象施設	③道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務については、第3章2.4)に記載のとおりとし、撤去費用については、工事業務内での対応とします。
2	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	本施設の概要	無電柱化の実施が事業目的ですので、道路延長内、事業延長外では本施設の設計から工事の対象外と考えてよろしいでしょうか。	別紙1に示すとおり、道路延長内であっても事業延長外の部分は、本事業における整備対象外です。
3	要求水準書(案)	3	第1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	当該項目に情報ボックスや上下水道・ガスなど移設対象施設の記載がありませんが、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道、ガス等の移設工事は占有者が実施し、また支障移転に関する補償は四国地方整備局が行うので本事業での支払いは予定していません。
4	要求水準書(案)	3	第1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会管理の施設が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。
5	要求水準書(案)	3	第1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設の中に、「照明、電柱・電線」の記載がありますが、本事業の工事業務内に含むとの理解でよろしいでしょうか。もし含まれる場合は維持管理業務内での対応との理解でよろしいでしょうか。	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務については、第3章2.4)に記載のとおりとし、撤去費用については、工事業務内での対応とします。
6	要求水準書(案)	3	第1	8	(1)	調査、設計業務	事前調査業務の中には非開削探査(レーダー探査等)は含まれますでしょうか。	事前調査業務では現地踏査と試掘調査等の実施を求めています(第2章2.)が、必要に応じ事業者の責任の下に、他の方法で実施することを妨げるものではありません。 必要に応じてご提案いただき、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
7	要求水準書(案)	7	第1	18	2)	交通整理及び安全管理	「交通誘導警備員の配置人数は下記を見込んでいる」とありますが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は、四国地方整備局と協議を行い、認められる場合は変更契約対象という認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
8	要求水準書(案)	7	第1	18	2)	交通整理及び安全管理	交通誘導員に代えAI交通誘導システムを使用してもよろしいでしょうか。	第1章19.3)に記載のとおり、交通誘導警備員と通行車両との接触事故防止に有効であり、通行車両や歩行者の安全確保や交通渋滞の回避に問題がなければ、認める場合があります。
9	要求水準書(案)	8	第1	19	-	通行規制に関する安全確保について	工事業務等の等に設計業務の試験掘りは含まれているでしょうか。	含まれます。
10	要求水準書(案)	11	第1	24	3)	事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、四国地方整備局に提出するものとする。」とありますが、その時点では施工中で未確定である部分が多いと想定されるため、あくまでも概算費用の提出であり、最終変更については引渡し前に実施されるという認識でよろしいでしょうか。	規定どおりとします。
11	要求水準書(案)	12	第2	1	(4)	調査・設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	照査技術者、担当技術者の資格要件は特にないと解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書(案)	13	第2	1	(7)	設計図書の提出	設計図書については、スピードアップのため分割して提出してもよろしいでしょうか。	事前に協議を行い、四国地方整備局が必要と認めた場合は分割を認める場合があります。
13	要求水準書(案)	15	第2	2	-	事前調査業務	事業範囲における現況測量については実施済みであり本事業においては対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	試掘調査	「当初、類似歩掛で算定しているため、調査時に歩掛調査を行うものとする。」と記載されていますが、歩掛調査後に実態に合わせて歩掛変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
16	要求水準書(案)	17	第2	3	(3)	BIM/CIM適用業務について	BIM/CIMガイドライン含め、電線共同溝に関する活用の記載がなく、3Dモデル作成の詳細仕様も未策定と思われますが、仕様面含めて実施計画書の中で事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	21	第2	4	(5)	家屋調査等	上下水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、上下水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道、ガス等の移設工事は占有者が実施するため、当該工事に関する家屋調査及び補償費は、本事業には含みません。
18	要求水準書(案)	21	第2	4	(5)	家屋調査等	家屋調査等に水文調査も含むという理解でよろしいでしょうか。	当初は、水文調査は想定しておりません。四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
19	要求水準書(案)	21	第2	4	(5)	家屋調査等	工事完成後の家屋調査等は、引渡し日までに実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	35	第3	1	(9)	BIM/CIM適用工事について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われませんが、BIM/CIM実施計画書の提出とあわせて事業者が見積書の提出を行い、現況測量内容についても変更対応になるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方製整備局との協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
21	要求水準書(案)	38	第3	1	(11)	工程計画における特記事項	事業者に帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書(案)	39	第3	1	(11)	工程計画における特記事項	5) 工事の中止について、「関連機関との協議により、工事の全体または一部において、工事着手が出来なくなった場合、工事の中止を通知することが出来る」とありますが、中止に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	43	第3	2	6)	既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	「当初計上している率分は、過年度の～項目については明示しない。」とのことですが計上される率分については入札公告の際に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	44	第3	3	(1)	基本事項	d) 建設発生土の搬出について「建設発生土については、残土仮置場への仮置きを見込んでおり～必要と認められる経費については、契約変更の対象とする。」とありますが、仮置きに関する費用は当初計上していないという理解でよろしいでしょうか。	当初契約において、計上する予定です。詳細は入札公告時に示します。
25	要求水準書(案)	48	第3	3	(1)	基本事項	1) 共通 ⑦ 引込管、連系管及び連系設備の施工について、「・・・引込管、連系管路及び連系設備に関する委託費が確定した場合は、設計変更の対象とする。」とありますが、当初契約の際は未計上という理解でよろしいでしょうか。	当初契約において、計上する予定です。詳細は入札公告時に示します。
26	要求水準書(案)	48	第3	3	(1)	基本事項	1) 共通 ⑦ 引込管、連系管及び連系設備の施工について、「当初計上している率分は、過年度の～項目については明示しない。」とのことですが計上される率分については入札公告の際に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案)	58	第3	3	(4)	道路工事完成図等の作成等	5) 「本工事業務は、契約変更手続きの～第三者による適正性のチェックを実施する試工工事である」とありますが、上記の第三者チェックは発注者及び受注者の除く業者により実施され、PFI事業とは別業務で実施されるという認識でよろしいでしょうか、それとも本PFI事業の中で実施される想定でしょうか。後者の場合は第三者の設定条件及びチェックに伴う費用等については変更契約の対象という認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局および事業者以外の者により第三者チェックを実施する予定です。本事業とは別業務で実施します。
28	要求水準書(案)	61	第5	1	(1)	一般事項	上下水道・ガスなど移設対象施設が本事業に含まれるとなった場合、調整マネジメント業務には上下水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の歩掛は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道・ガスなどの移設及び近接施工については、現在想定していません。近接施工による立会が必要となった場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
29	要求水準書(案)	61	第5	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	要求水準書(案)	62	第5	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、「情報BOX台帳の修正」とありますが、情報BOX台帳の内容に変更がなければ対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	62	第5	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、「敷地調査図の修正」とありますが、敷地調整図の内容に変更がなければ対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	67	第5	5	(3)	要求水準	1)協議・調整について、「・・・事業者が行う管路利用の管理とは、入線事業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務」には、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。